様式第２号（第７条関係）

埼玉県原材料価格高騰対策支援事業補助金

交付決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　産支第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日

　（補助事業者）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事

　令和　　年　　月　　日付けで申請の埼玉県原材料価格高騰対策支援事業補助金については、下記のとおり交付します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　交付金額　　　金　　　　　　　　　　円

２　支払条件　　　精算払

３　条　　件

　(1) 補助事業者は、補助事業に関する効果測定その他について知事が必要とする範囲において、県による現地確認、報告、資料提供その他に協力しなければならない。

　(2) 補助事業者は、補助を受けようとする経費について、国又は県・市・町・村もしくはこれに準ずる公的機関から補助金又は助成金を受給してはならない

　(3) 補助事業者は、同一の事業所において、令和５年度埼玉県民間事業者ＣＯ2排出削減設備導入補助金（緊急対策枠）又は省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費補助金（令和５年度補正予算事業分）を受給してはならない。

　(4) 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに様式第３号による計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金交付決定額の減額のうち不用となる額が２０％以内である場合を除く。

　(5) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第５号による補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

　(6) 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の中止・廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から３０日以内又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに、様式第６号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

　(7) 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保管しなければならない。

　(8) 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業等により取得、又は効用が増加した財産を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(9) 補助事業者は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度に確定した決算書（法人の場合）又は提出済の確定申告書（個人事業主の場合）とともに、様式第１２号の補助事業成果等報告書を提出しなければならない。

(10) この補助金は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第１５条。以下「規則」という。）の適用を受ける。